

GRS-7036-2302

モリノックグリースAP

二硫化モリブデン入り耐荷重性グリース

モリノックグリースAPは高級リチウムセッケングリースに、固体潤滑剤として二硫化モリブデンを配合した耐荷重性、耐摩耗性に優れたグリースです。モリノックグリースAPは、高荷重や大きな衝撃荷重のかかる潤滑個所に最適なグリースです。なお、モリノックグリースAPは鉛系添加剤を用いていませんので、公害対策をも十分に配慮した耐荷重グリースです。

●特長

1. 耐荷重性能および耐摩耗性が優れている

モリノックグリースAPには二硫化モリブデンと極圧添加剤がバランスよく配合されており、これらの相乗効果により従来の二硫化モリブデン入りグリースにみられなかった耐荷重性能および耐摩耗性をもっています。

2. 機械的安定性が優れている

グリースが軸受や歯車で使用される過程では、大きなせん断作用を受けます。モリノックグリースAPは、このようなせん断を受けてもグリース構造が安定しており、優れた機械的安定性を示します。

3. 酸化安定性が優れている

モリノックグリースAPは、優れた酸化安定性をもっており、使用中の酸化劣化が少なく長時間の使用に十分耐えます。

4. 耐水性が優れている

モリノックグリースAPは水に洗い流されにくく、水が混入しても優れた潤滑性をもっています。

5. さび止め性が優れている

モリノックグリースAPはさび止め性が優れており、湿度の高い使用条件でもさびの発生を防止します。

6. 給脂性が優れている

集中給油用としては配管抵抗の少ないモリノックグリースAP0、1が最適です。

7. 公害対策を十分に配慮したグリースです

APはAnti-Pollution（公害防止）を強調したもので、鉛系添加剤を含んでいませんので、排水処理あるいは廃グリースの処理など公害対策を十分に配慮しています。

●用途

自動車のジョイント部、シャシー、建設機械や農業機械の軸受や歯車、一般産業機械で特に耐荷重性能や耐摩耗性の要求される潤滑個所。

●荷姿

	0号	1号	2号
180kgドラム		●	●
16kgペール缶	●	●	●
2.5kg缶×6		●	●
400gジャバラ×20	●	●	●

●モリノックグリースAPの代表性状

種類 (NLGI番号)	0	1	2	
増ちょう剤	リチウムセッケン			
外観	黒色半固体			
基油動粘度 (100℃)	mm ² /s	19.4	19.4	19.3
ちょう度 (25℃, 60回混和)		366	323	282
滴点	℃	186	197	200
離油度 (100℃, 24h)	mass%	16.0	4.6	1.4
酸化安定度 (99℃, 100h)	kPa	30	30	30
水洗耐水度 (38℃, 1h)	mass%	5	2	1
ASTM四球試験 WL	N	3923	3923	3923
使用可能温度範囲 (目安)	℃	-20~125		
消防法危険物分類	非危険物			

※ 代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変わる場合があります。
(2023年2月)



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分：	潤滑油基油、増ちょう剤、潤滑油添加剤
絵表示：	
注意喚起語：	警告
危険有害性情報：	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 臓器(血液系)の障害のおそれ 水生生物に有害 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き： 安全対策	<ul style="list-style-type: none">・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。・眼に入れないこと。飲み込まないこと。・環境への放出を避けること。・汚染された作業衣は作業場から出さないこと。・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。・取り扱い後はよく手を洗うこと。・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	<ul style="list-style-type: none">・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。・眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。・皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
保管	<ul style="list-style-type: none">・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。・一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。・施錠して保管すること。
廃棄	<ul style="list-style-type: none">・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。・不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。